

令和2年4月30日

保護者の皆様

亶理町教育委員会

新型コロナウイルス感染防止に伴う今後の学校関係の対応について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃より本町の教育行政にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。また、臨時休業期間中におけるお子さんの健康管理ならびに安全管理に十分にご配慮いただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

さて、今後の町内の小・中学校につきまして、現時点で下記のとおり対応してまいりますことをお知らせいたします。

なお、今後の感染拡大の状況によっては、予定を変更する場合がございます。その際には改めてご連絡いたします。

記

1 未履修の学習内容の指導について

前年度3月分の未履修の学習につきましては、学校再開後2～3週間で重点的に補充指導をしていきます。新学期4・5月分の学習につきましては、教科書を活用した予習を家庭学習に位置付けるとともに、学年や学級の枠を超えて複数の教員で指導に当たるなど、計画的・効率的に進めていきます。前学年の学習に必要な学習用具や教材等については、各学校からのお便り等で、ご確認いただきますようお願いいたします。

2 夏休み期間の変更について

3月からの臨時休業に伴い、夏休み期間を次のように変更いたします。変更によってできた時間は、確実な学習の定着を図るための補充指導に充てていきます。また、児童生徒の心身のリフレッシュを図るための時間としても活用していきます。

(変更前) 7月21日(火) ～ 8月25日(火)



(変更後) 8月8日(土) ～ 8月19日(水)

※ 第1学期終業式 8月7日(金)

※ 第2学期始業式 8月20日(木)

3 その他

(1) 各学校における学校行事等につきまして、縮小または延期・中止する場合がございます。各学校から連絡があるかと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(2) 風邪症状（37℃以上の発熱や倦怠感、呼吸困難など）が見られる場合には、自宅で休養するようお願いいたします。この場合、病欠欠席とはせず出席停止として扱います。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策にあたって、以下の点に留意していただくことを、引き続きお子さんにお声掛けくださいますようお願いいたします。

- ◆咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ◆風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用すること。
- ◆集団感染を避けるため、「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」には行かないようにすること。

担当 亶理町教育委員会教育総務課
電話 0223-34-0509